



活用業務届出書

東経企営第19-246号

2020年3月31日

総務大臣

高市 早苗 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう

代表取締役社長 井上 福

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、IP通信網サービス契約者等に対して、電気通信回線に接続される情報通信機器等及び当社のIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク※1を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備及びアプリケーションを用いた業務を行う。

提供する業務

以下の役務を組み合わせて提供する。

- i) 当該サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供
- ii) 当該サーバ設備及びアプリケーション、電話、メール若しくは訪問、またはそれらを組み合わせて、電気通信回線に接続される情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの役務提供
- iii) 電気通信回線に接続される情報通信機器等の販売またはレンタルの役務提供

なお、当社の業務区域※2外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能にするために連携事業者※3との合意に基づき、連携事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行うものである。

※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」とする。

※2 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項において規定する区域。以下同じ。

※3 当社が本サービスの提供を行うにあたって、エリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために電気通信設備を相互接続する事業者。以下同じ。

また、必要に応じて I P 通信網サービス契約者等に対してサポートサービスを提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という）にも上記の役務提供及び料金設定を行うものである。

本業務の設備概要は、添付資料 1 のとおりである。

なお、本業務の提供にあたって当社が構築または調達するサーバ設備は当社の I P 通信網とは別個の設備であり、電話、メール若しくは訪問サポートサービスを含めて、当社の I P 通信網固有の機能と一体的に提供するものではない。

（2）主な業務の実施方法

当社は、I P 通信網サービス契約者等に対して、電気通信回線に接続される情報通信機器等の販売またはレンタルを行うとともに、当社が地域電気通信業務等を営むために保有する I P 通信網及び活用業務の認可（平成 15 年 2 月 19 日及び平成 20 年 2 月 25 日）に係る県間伝送路等を利用し、当社の業務区域において、当社が構築または調達するサーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理、及び当該サーバ設備及びアプリケーション、電話、メール若しくは訪問によるサポートサービス、またはそれらを組み合わせ、当社または他のベンダ等が販売またはレンタルした情報通信機器等のサポートサービスを、I P 通信網サービス契約者等または他企業等に対して提供する。

また、当社のエリア外のエンドユーチャとの通信を可能にするために、当社が、情報通信機器等の設定・管理等の役務等に用いる電気通信設備と、連携事業者の電気通信設備を相互接続し、連携事業者の合意に基づき、連携事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めて料金設定を併せて行う。

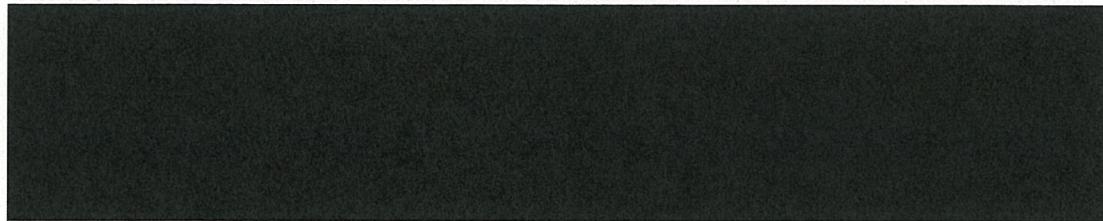
加えて、本業務は、公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路を用いて、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を予定している。

なお、本業務の提供にあたって当社が構築または調達するサーバ設備は、当社の I P 通信網とは別個の設備であり、電話、メール若しくは訪問サポートサービスを含めて、当社の I P 通信網固有の機能の一體的に提供するものではない。

2. 業務の開始の日

2020年7月1日（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金



(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

IP化・ブロードバンド化の進展に伴い、様々な市場・サービスの融合により、企業活動における多種多様な情報を集約・分析・共有等するため、拠点間での通信に関する重要度が高まっている。

一方で、主に中堅中小企業においては、専任のICT管理者が配置されていない、もしくは全拠点に配置されていない場合があり、ネットワークの構築・管理・運営等の稼動が負担となっている。

このような市場環境において、当社に対しても、容易にネットワーク構成を変更できる情報通信機器等を提供することにより、拠点の集約や移転に伴うネットワークを再構築する作業等の簡素化や、情報通信機器等の設定や故障時等の対応、お客様自身による通信使用状況の閲覧を可能とする環境の提供等、お客様のネットワーク管理・運用の効率化ニーズが高まっている。

このような市場環境において、当社に対してもこれまで以上に上記のサービスの提供ニーズが高まっており、“より高速で快適”、“安心・安全”、“簡単・便利” “いつでもどこでも何でもつながる” ブロードバンド・ユビキタス環境の充実に向けて、上記のサービスと同種のサービスを当社がIP通信網サービス契約者等や他企業等に対して提供し、ICT利活用の促進等に寄与するものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

現在、IP通信網サービスの提供に関する業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備（ルータ）、端末系伝送路設備、端末系交換設備（ルータ）、各種サーバ設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響ができるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

(2) 技術

現在、IP通信網サービスの提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、IP通信網サービスの提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、アプリケーションについても、すでに市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、ルータ等の通信機器及び中継伝送路区間に係る伝送路を組み合わせて提供するものである。

また、本業務を提供するサーバ設備は当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものであり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンしていく考えである。

なお、地域IP網及び次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務に用いるサーバ設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、アプリケーションについても、すでに市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既存の当社のIP通信網サービス及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに活用業務の届出（平成28年12月5日）において公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路等を組み合わせて対応するものであり、サーバ設備との接続条件については、インターフェース条件等を開示しているものである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めるものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

なお、本業務に用いるIP通信網は、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、IP通信網サービス契約者等のニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、アプリケーションについても、すでに市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既存の当社のIP通信網サービス及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに活用業務の届出（平成28年12月5日）において公募により調達している中継伝

送路区間に係る伝送路等を組み合わせて対応するものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和元年6月28日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) 顧客情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。
- 等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考え方である。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考え方である。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考え方である。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考え方である。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

加えて、既存の当社のIP通信網サービス及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに活用業務の届出（平成28年12月5日）において公募により調達している中継伝送区間に係る伝送路等を組み合わせることで、他事業者も提供可能なものである。

また、サーバ設備の接続条件については、サーバ設備の公募調達において、インターフェース条件等を開示するとともに、本業務で用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。当社としては、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考え方である。

なお、本業務を営む上で、エリア外のエンドユーザとの通信を可能とするために、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者とは、公募により調達する中継伝送区間に係る伝送路により接続を行うこととしているが、当

該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものと考える。

今後、「N T T 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、中継伝送区間の伝送路調達に係る募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。

- ・社内文書・規程類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考え方である。

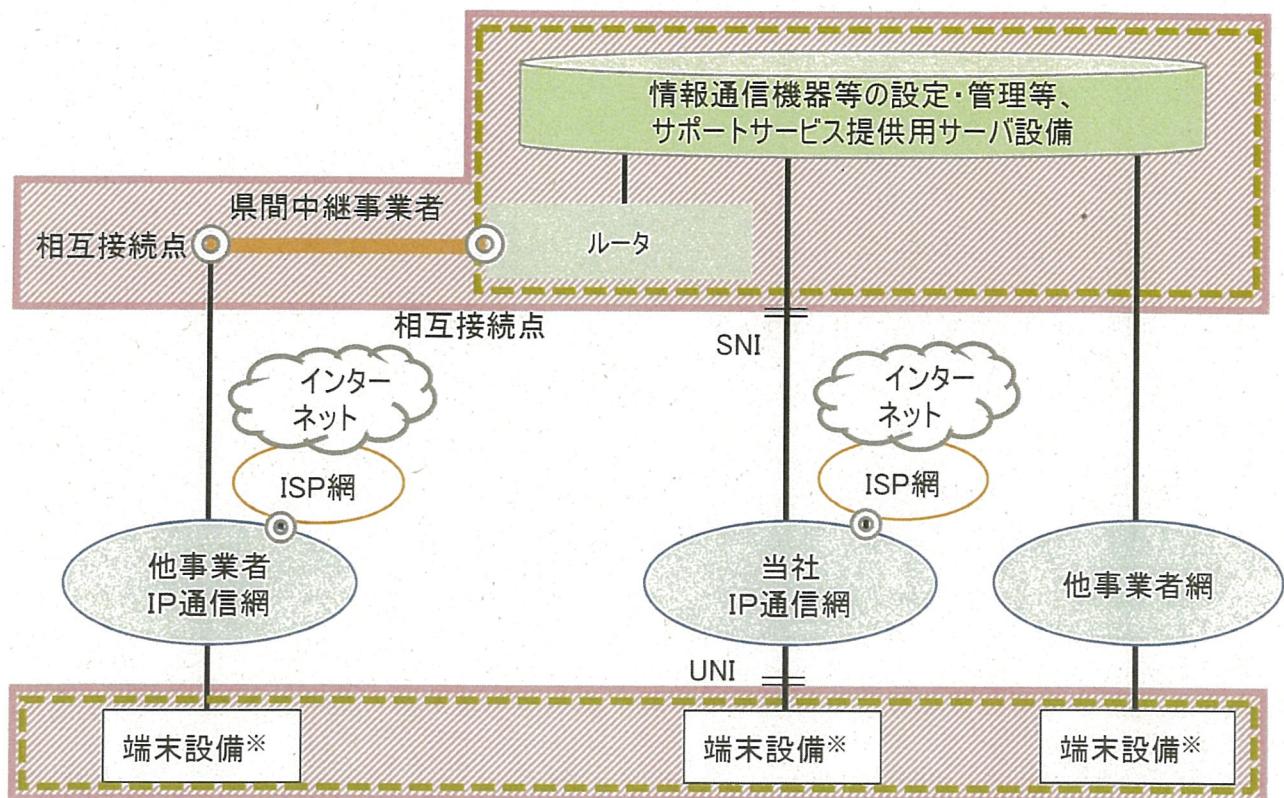
添付資料

1. SDxサービスの設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. SDxサービスのサポートサービスの設備概要

■ : 網掛部分が本活用業務における当社料金設定範囲

□ : 網掛部分が本活用業務における当社役務提供範囲



※他社販売の場合あり

※UNI(User-Network Interface)…ユーザとネットワークを接続するためのインターフェース。

SNI(Application Server-Network Interface)…サーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。

2. 収支算定・費用算定の考え方

【収入】

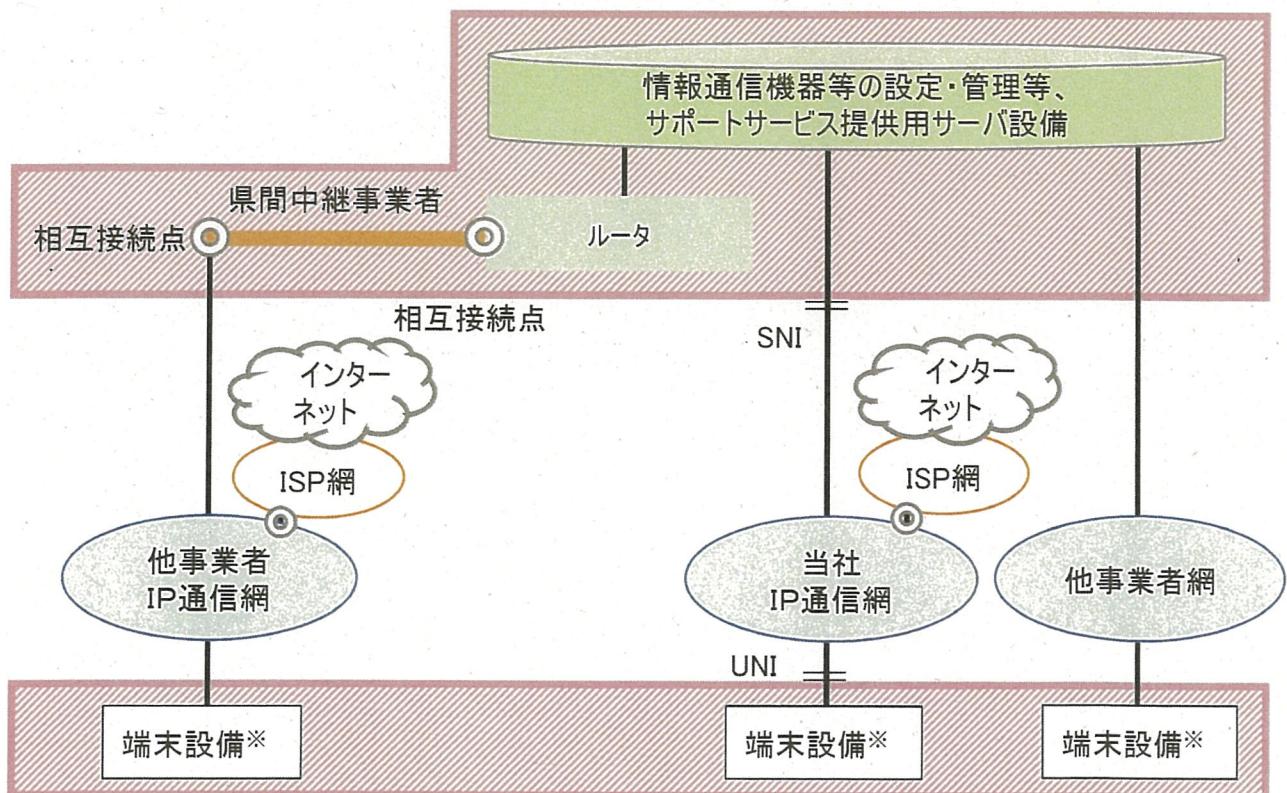
| 算定方法 |
|-------------------------|
| SDXサービスの料金額相当に需要数を乗じて算定 |

【費用】

| | 算定方法 |
|---------------|--|
| サービス提供用サーバ設備等 | 必要となるサーバ設備及びアプリケーション、電話、メール、訪問サポートの構築・運営に関わる費用等を計上 |
| ルータ | 必要となる装置のコストを計上 |
| 県間中継網コスト | 必要となる装置及び伝送路コストを計上 |
| 営業費 | 対象サービスの提供に必要となる営業費 |

【収支対象範囲】

: 網掛部分が本活用業務における当社料金設定範囲



※他社販売の場合あり